

## 船舶事故調査報告書

令和3年11月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和3年5月10日 16時34分ごろ
発生場所	福岡県北九州市 <sup>わいた</sup> 脇田海水浴場北方沖 脇田港沖防波堤南灯台から真方位300° 660m付近 (概位 北緯33° 56.2′ 東経130° 43.5′)
事故の概要	プレジャーボート <sup>ほうえつ</sup> 豊悦丸は、漂流中、浅瀬に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和3年5月14日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 豊悦丸、5トン未満（長さ9.98m）
船舶番号、船舶所有者等	290-13395山口、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船尾部船底外板に破口、プロペラ翼に曲損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 4 海象：潮汐 低潮時 福岡県北九州・遠賀地区には、5月10日16時03分に強風注意報が発表されており、本事故時も継続中であった。
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、友人（以下「同乗者」という。）2人を乗せ、関門港を出航し、本事故発生場所付近で釣りをしながら漂流していた。 本船は、船長が近くに浅瀬があるので釣り場を移動しようとした際、同乗者に魚が掛かったので、同乗者が行っていた釣りに意識を向けて漂流を続けていたところ、強風に圧流されて浅瀬に乗り揚げた。 船長は、携帯電話により本事故の発生を海上保安庁に通報し、来援した水難救済会所属の船舶に救助され、また、本船は、同船舶にえい航された。 本船の喫水は、船首約0.6m、船尾約1.2mであった。 船長及び同乗者2人は、救命胴衣を着用していた。 船長は、出航前に気象情報を入手していたが、本事故前に強風注意報が発表されたことを知らなかった。
分析	本船は、風力4の風が吹く状況下、船長が、同乗者が行っていた釣りに意識を向け、浅瀬付近で漂流を続けたことから、圧流されて浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、風力4の風が吹く状況下、船長が、同乗者が行っていた釣りに意識を向け、浅瀬付近で漂流を続けたため、圧流されて浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。

<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 小型船舶の船長は、小型船舶が風の影響を受けて圧流しやすいので、漂泊中においても、常時、周囲の見張りを適切に行うこと。</li><li>・ 小型船舶の船長は、帰港のタイミングを失わないよう安全を重視して釣りをを行うこと。</li></ul>
--------------	---